

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

総務第12号
令和5年5月31日

各所属長 殿

青森県警察本部長

「県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱」の一部改正についてこの度、県において「県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱」の一部が改正され、別添のとおり通知された。各所属においては引き続き、特定個人情報等の適正な取扱いの確保に努められたい。

なお、「県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱」の一部改正について（令和4年5月6日付け総務第10号）は廃止する。

担当：総務課情報公開係

県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱

平成28年3月8日	社会保障・税番号制度推進委員会策定
令和元年5月8日	一部改正
令和2年9月17日	一部改正
令和3年3月29日	一部改正
令和4年3月22日	一部改正
令和5年3月16日	一部改正
令和5年5月15日	一部改正

第1 趣旨

この取扱要綱は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため、県が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 総括責任者

特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、総括責任者を一人置くこととし、副知事をもって充てる。総括責任者は、特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

第3 部局責任者

部局における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、各部局、地域県民局、教育庁及び警察本部に部局責任者を一人置くこととし、当該部局等の長（警察本部にあっては警務部長）をもって充てる。部局責任者は、所管する個人番号利用事務等に係る特定個人情報等の取扱状況を把握し、その適切な取扱いの確保に努めるものとする。

第4 保護責任者

別表に掲げる個人番号利用事務等を所管する各課室等、地域県民局の各部、青森県財務規則に定める公所及び各種委員会事務局等に保護責任者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。保護責任者は、所管する個人番号利用事務等に係る特定個人情報等の適切な取扱いを確保するものとする。

第5 監査責任者

監査責任者を一人置くこととし、行政経営課長をもって充てる。監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

第6 職員の責務

職員は、別表に掲げる個人番号利用事務等以外の事務を処理するために特定個人

情報等を取り扱ってはならない。

第7 特定個人情報等の収集の対象範囲等

保護責任者は、あらかじめ、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を明確化し、また、個人番号を収集する対象者及び当該者から収集する特定個人情報等の範囲を明らかにするものとする。

第8 特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための措置

- 1 保護責任者は、別表に掲げる個人番号利用事務等ごとに事務等の流れを整理し、この取扱要綱に定めるところに基づき、特定個人情報等の適正な取扱いの確保のために必要な事項を定め、事務取扱担当者に対して必要な監督を行うものとする。
- 2 番号制度総括課は、個人番号利用事務等を所管する課室等が行う特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する取組を支援する。

第9 取扱区域の管理

保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）においては、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう措置を講ずるものとする。

第10 盗難等の防止

保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに使用する機器、媒体及び書類等の盗難、紛失等を防止するために必要な措置を定めるものとする。

第11 漏えいの防止

保護責任者は、特定個人情報等の漏えいを防止するために必要な措置を定めるものとする。

第12 個人番号の収集等

保護責任者は、個人番号の収集及び保管の状況を確認することができるようにするため、個人番号の収集及び保管の記録を作成する措置を定めるものとする。

第13 特定個人情報等の利用等

保護責任者は、特定個人情報等の利用及び提供の状況を確認することができるようにするため、特定個人情報等の利用及び提供の記録を作成する措置を定めるものとする。

第14 特定個人情報等の保存

保護責任者は、特定個人情報等が記載されている行政文書が適切に保存されるための措置を定めるものとする。

第15 特定個人情報等の廃棄等

- 1 保護責任者は、特定個人情報等が記載されている行政文書の保存期間が満了したときは、特定個人情報等を復元できない手段により速やかに削除又は廃棄しなければならない。
- 2 前項の規定により個人番号又は特定個人情報ファイルを削除又は廃棄した場合には、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第16 委託先の監督

- 1 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合の取扱いについては、青森県情報セキュリティポリシー（平成15年5月2日制定）に定めるところによるものとする。
- 2 情報システムを用いない事務を委託する場合にあっては、青森県情報セキュリティポリシーの定めのうち、情報システムに係る規定を除き、同様の措置を講じるものとする。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者がその業務の一部を再委託する場合には、委託をする先において適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第17 情報漏えい事案等への対応

- 1 保護責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令に違反している事実又は兆候（以下「情報漏えい事案等」という。）に対応するための連絡体制を整備するものとする。
- 2 職員は、情報漏えい事案等を把握したときは、直ちに所属の長及び保護責任者に報告しなければならない。
- 3 所属の長は、前項の報告があったときは、「青森県特定個人情報保護評価実施要領」（平成27年3月25日制定）第4及び「特定個人情報漏えい事案等発生初動体制マニュアル（夜間・休日対応）」（平成27年11月20日付け青情第406号情報システム課長通知）に定めるところにより、番号制度総括課へ速やかに報告しなければならない。
- 4 所属の長及び保護責任者は、情報漏えい事案等が発生した経緯、被害状況等を調査し、部局責任者に報告するとともに、当該事案等が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

第18 自己点検の実施

- 1 保護責任者は、所管する個人番号利用事務等における特定個人情報等の取扱いの状況について、定期及び臨時に、自己点検を実施するものとする。
- 2 保護責任者は、前項の自己点検の状況を踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱

いの確保に関し必要な措置を講じるとともに、自己点検の結果等について部局責任者を經由し、監査責任者に報告するものとする。

- 3 保護責任者は、監査責任者の求めがあったときは、前2項の状況を監査責任者に報告するものとする。
- 4 前項の規定は、青森県情報公開・個人情報保護審査会への報告について準用する。

第19 監査の実施

- 1 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。
- 2 監査責任者は、監査を行うに当たり、監査計画を立案し、総括責任者の承認を得る。
- 3 総括責任者は、点検又は監査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずることを指示するものとする。

第20 研修の実施

- 1 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。また、事務取扱担当者のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2に定めるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。
- 2 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。
- 4 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与するなどの必要な措置を講ずる。
- 5 総括責任者は、教育研修を行うに当たり、研修計画を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。

第21 その他

県が保有する特定個人情報等の適正な取扱いについては、この取扱要綱に定めるもののほか、次に掲げる法令等の定めるところによる。

- (1) 番号法
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日特定個人情報保護委員会決定）
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年

12月11日特定個人情報保護委員会決定)

- (5) 青森県情報セキュリティポリシー(平成15年5月2日制定。本セキュリティポリシーが適用されない組織にあっては、当該組織に適用される情報セキュリティポリシー)

(別表)

	個人番号利用事務等を 所管する部局等	個人番号利用事務等を 所管する課室等	事 務	
1	総務部	人事課	児童手当支給事務	
2		総務学事課	高等学校等就学支援金支給事務	
3		税務課	県税賦課徴収事務	
4	健康福祉部	健康福祉政策課	生活保護関係事務	
5		健康福祉政策課	戦傷病者戦没者遺族等援護事務	
6		健康福祉政策課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	
7		健康福祉政策課	戦傷病者特別援護法による援護関係事務	
8		健康福祉政策課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	
9		健康福祉政策課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	
10		健康福祉政策課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給事務	
11		健康福祉政策課	中国残留邦人等支援給付支給事務	
12		健康福祉政策課	未帰還者留守家族等援護関係事務	
13		健康福祉政策課	災害救助又は扶助金の支給事務	
14		がん・生活習慣病対策課	難病関係事務	
15		医療薬務課	准看護師資格登録事務	
16		保健衛生課	結核医療費公費負担申請書の審査及び受理	
17		保健衛生課	栄養士資格登録(免許)事務	
18		高齢福祉保険課	介護支援専門員資格登録(免許)事務	
19		こどもみらい課	療育給付事務	
20		こどもみらい課	小児慢性特定疾患医療費給付事務	
21		こどもみらい課	里親関係事務	
22		こどもみらい課	児童自立生活援助事業	
23		こどもみらい課	入所措置に係る負担能力の認定・費用徴収事務	
24		こどもみらい課	助産施設関係事務	
25		こどもみらい課	母子生活支援施設関係事務	
26		こどもみらい課	児童扶養手当支給事務	
27		こどもみらい課	特別児童扶養手当支給事務	
28		こどもみらい課	母子父子寡婦福祉資金貸付事務	
29		こどもみらい課	母子家庭自立支援給付金支給事務	
30		こどもみらい課	保育士登録事務	
31		障害福祉課	障害児入所給付費等支給事務	
32		障害福祉課	精神保健福祉手帳交付事務	
33		障害福祉課	自立支援医療費(精神通院)支給事務	
34		東青地域健康福祉部	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当支給事務	
35		障害者相談センター	身体障害者手帳交付事務	
36		障害者相談センター	療育手帳(愛護手帳)交付事務	
37		商工労働部	労政・能力開発課	職業転換給付金支給事務
38		県土整備部	建築住宅課	県営住宅等管理関係事務
39			建築住宅課	特定公共賃貸住宅管理事務
40	病院局	病院局	児童手当支給事務	
41	教育委員会	学校教育課	就学奨励費支弁段階決定事務	

42		学校施設課	高等学校等就学支援金支給事務
43		スポーツ健康課	就学援助費(医療費)支給事務
44		東青教育事務所	児童手当支給事務
45		中南教育事務所	児童手当支給事務
46		三八教育事務所	児童手当支給事務
47	警察本部	警務課	児童手当支給事務
48	総務部	総務学事課	私立高校等就学支援費補助金関係事務
49		総務学事課	私立高等学校等修学支援事業関係事務(奨学のための給付金)
50		総務学事課	私立高等学校等修学支援事業関係事務(学び直し支援金)
51		総務学事課	私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金関係事務
52		総務学事課	私立高等学校専攻科修学支援金交付事務
53		総務学事課	私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付事務
54	健康福祉部	健康福祉政策課	生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務
55		がん・生活習慣病対策課	肝炎治療特別促進事業関係事務
56	県土整備部	建築住宅課	準県営住宅管理関係事務
57	教育委員会	学校教育課	就学奨励費支弁段階決定事務
58		教職員課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与に関する事務
59		学校施設課	授業料等減免事務
60		学校施設課	奨学のための給付金事務
61		学校施設課	国公立高等学校等修学支援事業関係事務(学び直し支援金)
62		学校施設課	国公立高等学校等修学支援事業関係事務(高等学校標準就業年限超過者等就学支援金)
63		学校施設課	県立高等学校専攻科修学支援金支給事務
64		学校施設課	公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付事務
65	出納局 等	会計管理課 等	謝金等に係る源泉徴収事務
66	総務部 等	人事課 等	給与等に係る源泉徴収報告事務
67		人事課	恩給に係る源泉徴収報告事務
68		人事課 等	雇用保険関係届出事務
69		人事課 等	財産形成貯蓄関係事務
70		人事課 等	健康保険・厚生年金保険関係届出事務
71		人事課 等	国民年金第3号被保険者関係届出事務
72		税務課	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
73	各地域県民局	地域農林水産部 等	用地取得等に係る源泉徴収報告等事務

【凡例】

※ 個人番号利用事務

次に掲げる事務で保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務のこと。

- ① 番号法別表第1(社会保障・税・災害対策分野)に掲げる事務 【法定事務、別表No.1～47】
- ② 社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務 【独自利用事務、別表No.48～64】

※ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務で、例えば、税務署に提出する法定調書、年金事務所・ハローワークに提出する健康保険・年金・雇用保険の手続で提出する書面にマイナンバーを記載して提出する事務のこと。 【別表No.65～73】

※ 個人番号利用事務等

個人番号利用事務及び個人番号関係事務をいう。

○ 県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱 新旧対照表

(令和5年5月15日改正)

改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p> <p>第21 その他</p> <p>県が保有する特定個人情報等の適正な取扱いについては、この取扱要綱に定めるもののほか、次に掲げる法令等の定めるところによる。</p> <p>(1) 番号法</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u></p> <p>(3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日特定個人情報保護委員会決定）</p> <p>(4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会決定）</p> <p>(5) 青森県情報セキュリティポリシー（平成15年5月2日制定。本セキュリティポリシーが適用されない組織にあつては、当該組織に適用される情報セキュリティポリシー）</p>	<p>(略)</p> <p>第21 その他</p> <p>県が保有する特定個人情報等の適正な取扱いについては、この取扱要綱に定めるもののほか、次に掲げる法令等の定めるところによる。</p> <p>(1) 番号法</p> <p>(2) <u>青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）</u></p> <p>(3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日特定個人情報保護委員会決定）</p> <p>(4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会決定）</p> <p>(5) 青森県情報セキュリティポリシー（平成15年5月2日制定。本セキュリティポリシーが適用されない組織にあつては、当該組織に適用される情報セキュリティポリシー）</p>